

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福潤の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会・評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、同日に理事会・評議員会が開催される場合は重複してこれを支払わないこととする。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(役員及び評議員等の勤務報酬)

第4条 役員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対策第三者委員に書係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対策第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対策の業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

第7条 選任解任委員が選任解任委員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、監事を兼ねる選任解任委員が同一日に開催された選任解任委員会に出席したときは、理事会、評議員会出席に係る報酬を優先し、選任解任委員会出席報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬これを支払わないものとする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会・評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成29年8月1日より適用する。

別表 (日額)

名 称	報 酬 (行田市内在住者)	報 酬 (行田市外在住者)
理事会出席報酬等	5,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	5,000円
苦情対策第三者委員	5,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	10,000円
指導監査等立会い報酬	5,000円	5,000円
選任解任委員会出席報酬	5,000円	5,000円